

南信州広域連合・木曽広域連合における 消防通信指令事務の共同運用に関する協定書

南信州広域連合及び木曽広域連合（以下「両広域連合」という。）は、消防通信指令事務の共同運用（以下「共同運用」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 両広域連合は、費用節減及び人員効率化による組織体制の強化並びに情報の一元化による災害対応力の向上を図るため、消防通信指令施設の共同運用を実施するものとする。

（開始時期）

第2条 共同運用の開始時期は、特段の事情がない限り、令和8年4月1日とする。

（準備委員会の設置）

第3条 両広域連合が円滑に共同運用を開始できるようにするため、令和5年10月1日に南信州広域連合・木曽広域連合消防通信指令事務共同運用準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（庶務）

第4条 準備委員会の庶務については、飯田広域消防本部が担うものとする。

(協議)

第5条 本協定書に定めのない事項及び本協定書の施行に関して必要な事項については、準備委員会において協議して定める。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から施行する。
- 2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、両広域連合の長が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 9月 11日

南信州広域連合
南信州広域連合長

木曾広域連合
木曾広域連合長